

田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託プロポーザル
質問回答書

(質問締切) 2022. 11. 11

(質問回答) 2022. 11. 18

No.	資料	頁	質問内容	回答内容
1	仕様書	P6	<p>8 (1) ⑦ 児童クラブと幼児預かり保育を合同で実施とありますが、令和4年度現在、合同で実施を行っている施設はございますか。 有の場合は、施設名とその際の職員の配置をお教えてください。 また、平日の合同保育・土曜日のみ合同保育など、詳細もお示しください。</p>	<p>令和4年度において放課後児童クラブと幼児預かり保育を合同で実施しているのは、都路放課後児童クラブ・幼児預かり、緑放課後児童クラブ・幼児預かり、船引南放課後児童クラブ・幼児預かりの3施設となります。 職員の配置については田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託受託者（以下「受託者」という。）管理となるため当市からの回答は差し控えるとともに、令和5年度以降においては、具体的事案が発生した際に、契約書及び仕様書に基づき委託者と受託者間協議により決定します。 令和4年度における運営状況につきましては別紙「資料1」を参照ください。</p>
2	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	<p>令和4年度における処遇改善の取り組み状況についてお教えてください。実施していない場合は、令和5年度に新規申請することは可能ですか。可能な場合、委託料の追加はございますか。</p>	<p>令和4年度における処遇改善加算については、同年9月分までを放課後児童支援員等処遇改善特例交付金事業により受託先に交付しましたが、同年10月以降の処遇改善加算については、追加契約による交付を行う予定です。 令和5年度から令和7年度における処遇改善加算については、実施要領でお示しする限度額に含まれています。</p>
3	仕様書 (別表2) 費用分担区分	P10	<p>使用料の複合機リース料の令和3年度の受託者負担額をお教えてください。 また、複合機・パソコンは各施設にございますか。パソコンの設置台数も施設ごとにお教えてください。</p>	<p>現在受託者が使用している複合機およびパソコンは受託者所有の物品及び管理となることから、当市からの回答は差し控えさせていただきます。</p>